

# 古文書解読講座第1回 読み下し文

・ 令和五年七月二十二日（土） ・

## 【予習史料】

寛政貳年戌四月七日当り、<sup>1</sup> 盛林道清信士尊靈二十五回忌につき、<sup>2</sup> 追善のため古借銀惣都合拾貳貫目払い皆済致し申し候義、<sup>4</sup> 奇特の致し<sup>5</sup> 方にて町内一同評判これあるにつき、<sup>6</sup> お役所へも相聞へ、<sup>7</sup> 四月十三日 お元々田中寿平様より私へ御尋ね遊ばされたき由につき観龍寺へお出で、<sup>9</sup> 右の由法印へ仰せられ候につき、<sup>9</sup> 早速私へお申し聞けにござ候故、<sup>1</sup> 同日田中氏様へ罷り出で候ところ、<sup>1</sup> ご夫婦様殊の外有り難きご挨拶下され、<sup>1</sup> 亡父死去の節よりの義つぶさにお尋につき申し上げ候ところ、<sup>1</sup> 結構なるお茶・お菓子迄下されお礼申し上げ罷り帰り申し候。<sup>1</sup>

△四月二十七日晩、<sup>1</sup> 庄屋より人参り明朝役所よりお召しにござ候あいだ、<sup>1</sup> 間違いなく罷り出で候よう仰せ下され、<sup>1</sup> 二十八日四ツ時に罷り出で申し候。<sup>1</sup> 尤も庄屋殿・月番油屋与一右衛門殿兩人もお出でにござ候ところ、<sup>1</sup> お白砂にてお代官菅谷弥五郎様・お元々田中寿平様、<sup>2</sup> 右お二人り様にてお代官様仰せられ候には、<sup>2</sup> 当村与兵衛とはその方か、<sup>2</sup> 当春亡父■年<sup>2</sup> 回につき古借銀皆済致し仏事等弔らい申し、<sup>2</sup> 殊に平日儉約致し万事質素に取り計らう段奇特の致し方、<sup>2</sup> よつて鳥目二貫文これを

取らすとのお言外におん書下されすなわち左に記す。  
一と二に二八

## 【演習史料】

倉鋪村与兵衛その方義、亡父へ孝を存じ候志より常々儉約を守り年来  
の借銀をも皆済いたし奇特の致し方あい聞くあいだ、鳥目二貫文こ  
れを取らす。戌四月弥五郎判。右の通りお書付・鳥目ともありがたく  
頂戴いたし、さっそく庄屋・油屋とも御台所へお礼に上がり申し候。  
それより元々様そのほかお部屋中へお礼に廻り申し候。罷り帰り申し  
候。すなわち庄屋へもお礼に罷り出で申し候。五月朔日庄屋・油屋中  
鯛一枚ずつ遣し申し候。六月十二日大鯛二尾田中寿平様へ進上仕り候  
。七月七日にお代官様へ大鯛二枚、三升入り木地樽壺ツ献上致し候と  
ころ、お納これなく元々様のご挨拶にて鯛壺枚お納めにござ候。ほか  
品々は戻り申し候。

### (中略)

十二月十二日夕泰蔵様拙者をお呼出しにてその方浜村一件永々世話  
にて内熟に及び、お代官にもご満足にてその方へおあい成さるべきあ  
いだ、この方へ参り申すべきよし仰せられ候につき、この義恐れ多く

存じ奉り候あいだ、ご免なし下さるべき段申し上げ候えども、苦し  
30  
からず候あいだ参り申すべきよう仰せ<sup>31</sup>られ、お広間へ罷り出で候と  
32  
ころ、お代官様床の前にて燭台燈し<sup>33</sup>ご候。お次の間にて平臥致し  
34  
おり候ところ、与兵衛その方家内とも堅固にあるか、前廉浜村欠畝<sup>35</sup>  
36  
件段々書状をもつて内済致し、身ども大慶致すとお言下され<sup>37</sup>ありが  
38  
たく存じ奉り、これ全く私の力にてござなく、殿様御威光によりて相  
39  
済み候段申し上げ、殊にこの度おん場所替えにつき、石州表へお発駕  
40  
遊ばされ候段寒中の義別してご苦労に存じ奉り候。申し上げ候ところ  
41  
、役目ゆえ寒中もいとわれ申さず、その方随分堅固に暮らし申すべく  
42  
仰せられ、ありがたき段申し退き申し候。